令和2年度における東北地区の景品表示法の運用状況等

令和3年6月22日 公正取引委員会事務総局 東 北 事 務 所 消 費 者 庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に 取り組んでいる。

令和2年度における東北地区(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の 6県)の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局東北事務所(以下「東北事務所」という。)及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和2年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が2件の計3件であった(令和2年度の主要な処理事件は別紙参照)。

表 1 事件処理件数

(単位:件)

事件	措置命令		課徴金納付命令		指導		合 計	
≠ π	元年度	2 年度	元年度	2年度	元年度	2 年度	元年度	2年度
表示事件	1	1	0	0	1	2	2	3
景品事件	0	0			0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	1	2	2	3

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課

電話 022-225-7096 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional office/tohoku/

2 表示事件

令和2年度に処理した表示事件は、優良誤認(景品表示法第5条第1号)が2件、有利誤認(景品表示法第5条第2号)が1件であった。

令和2年度においては、マイナスイオン発生器に係る不当表示について、東北事務 所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。

表 2 表示事件の内訳

/ >>/ 1			144
(単化	$\overline{\mathbf{v}}$	•	件)
\ 	<u>.,</u>		\mathbf{IT}

= "И	措置命令		課徴金納付命令		指導		合 計	
事件	元年度	2年度	元年度	2 年度	元年度	2年度	元年度	2年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	0	0	0	1	0	2
有利誤認 (第5条第2号)	1	0	0	0	1	1	2	1
第5条第3号に 基づく告示 (第5条第3号)	0	0			0	0	0	0
合 計 (延べ数)	1	1	0	0	1	2	2	3

3 景品事件

令和2年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和2年度に東北事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて同庁が行った 指導は2件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和2年度に受け付けた相談件数は124件であった。具体的な相談内容としては、 ①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の効果・性能の表示に関する相談、③商品 又は役務の価格等取引条件の表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和2年度において、消費者団体等からの依頼に応じ、仙台市(令和2年6月、9月及び10月)、福島市(令和2年11月)及び福島県相馬郡飯舘村(令和2年11月)において開催されたセミナーに計5回講師を派遣した。

これらの講師派遣においては、景品表示法等の内容について最近の違反事例の紹介を交えて説明を行った。



片平シニア麟経大学(仙台市)(令和2年10月)

3 関係行政機関との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、仙台市において開催された「東北ブロック食品表示連絡会議」(令和2年7月)に参加し、また、オンラインで開催された「景品表示法ブロック会議(北海道・東北ブロック)」(令和2年11月)及び「消費者行政ブロック会議(北海道・東北・中部・北陸ブロック)」(令和2年11月)に参加し、食品表示の適正化に向けた取組の状況や消費者行政に対する課題等について情報共有を図るなど、関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

令和2年度の主要な処理事件

1 措置命令(優良誤認[景品表示法第5条第1号])

Ħ	旨置命令(優良誤	認〔景品表示法第5条第1号〕)
	事件名	事件概要
	株式会社GSD	株式会社GSDは、「GSD-208」と称する型式の「ION MED
	に対する件	IC O-RELA」と称する商品(以下「オーリラ208」という。)及
	(3. 3. 31)	び「GSD-209N」と称する型式の「ION MEDIC O-REL
		A」と称する商品(以下「オーリラ209N」という。)の各商品(以下こ
		れらを併せて「本件2商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり,
		① 平成31年4月1日から令和2年2月29日までの間に配布したパン
		フレットにおいて、「空気中に浮遊するウィルス・菌・ダニの死骸やフン
		などのアレル物質を分解し不活性化!」と表示するなど、あたかも、本件
		2商品を使用すれば、本件2商品によって発生するマイナスイオンの作
		用により、オーリラ208は50畳の空間、オーリラ209Nは20畳か
		ら30畳の空間において、空気中に浮遊するウイルス、菌、ダニの死骸や フンなどのアレルギー物質を分解し不活性化する効果、浮遊するインフ
		ルエンザウイルスを99.9%除去する効果、浮遊するカビ菌の分解、除
		去及び付着したカビ菌の成長の抑制をする効果、並びに衣類等の付着臭
		を分解、除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
		② 「ION MEDIC O-RELA」と称する自社ウェブサイトにお
		いて、令和2年2月14日に、「インフルエンザウィルス・ノロウィルス
		に効果絶大!」、「新型コロナウイルスについて、皆さんはどのような予
		防策をご存知ですか?」、「マイナスイオンは、空気中に浮遊したウイル
		スを包み込み、分解して活動を『不活性化』します!」と表示するなど、
		あたかも、オーリラ208のマイナスイオンの発生量は2000万個/
		c m ³以上,オーリラ209Nのマイナスイオンの発生量は1000万個
		/ c m ³ 以上であって,本件 2 商品を使用すれば,本件 2 商品によって発
		生するマイナスイオンの作用により、オーリラ208は50畳の空間、オ
		ーリラ209Nは20畳から30畳の空間において、PM2. 5, 花粉,
		黄砂等を分解する効果、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌
		及びレジオネラ菌を不活性化する効果、ウイルス感染を予防する効果、浮
		遊するインフルエンザウイルスを99.9%除去する効果、脱臭効果、並
		びに新型コロナウイルス感染を予防する効果が得られるかのように示す
		表示をしていた。
		③ 「Ameba」と称するウェブサイトにおける「PockyBear」
		と称する自社ブログにおいて、令和2年2月14日に、「今一番欲しいー」 台 話題のマイナスイオン発生器 新型コロナウィルスにも有効」と表
		生するマイナスイオンの作用により、新型コロナウイルスを不活性化す
		る効果、空気中に浮遊するウイルス、菌、ダニの死骸やフンなどのアレル
		ギー物質を分解し不活性化する効果、及び浮遊するインフルエンザウイ
		ルスを99.9%除去する効果が得られるかのように示す表示をしてい
		<i>t</i> =.
		消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的
		な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、
		当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められ
		なかった。
1		



2 主要な指導事件(有利誤認〔景品表示法第5条第2号〕)

事 件 概 要

A社は、葬儀サービス(以下「本件役務」という。)を提供するに当たり、ウェブサイト、チラシ等において

- (1) お葬式に必要なものが一式全て含まれて●●円等と表示することにより、あたかも、必要な物品若しくは役務を追加又は変更する場合でも、記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していたが、実際には、少なくとも、火葬場利用料が生じる場合又は式場の安置室を利用する場合において、追加料金が発生するものであった。
- (2) 式場での祭壇の写真と共に、お葬式に必要なものを全て含んで△△円からご提案いたします等と表示することにより、あたかも、式場を使用した葬儀を△△円から実施できるかのように表示していたが、実際には、式場を使用した葬儀を△△円から実施できるものではなかった。
- (3) 資料請求の方は□□円引き 一般価格: ○○円等と, 実際の提供価格に当該価格を上回る一般価格と称する価格を併記することにより, あたかも, 一般価格と称する価格は, 自社が本件役務について通常提供している価格であり, 資料請求することにより, 当該通常提供している価格に比して安い価格で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していたが, 実際には, 資料請求を行わなくとも実際の提供価格が適用されるものであって, 一般価格と称する価格での提供実績はほとんど存在しないものであった。
- (4) 一般価格 ▲▲万円⇒■■会の会員の方 ◎◎万円等と,実際の提供価格に当該価格を上回る一般価格と称する価格を併記することにより,あたかも,一般価格と称する価格は,自社が本件役務について通常提供している価格であり,■■会と称する会員制度に入会することにより,当該通常提供している価格に比して安い価格で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していたが,実際には、容易に当該会員制度に入会することが可能であって,一般価格と称する価格での提供実績はほとんど存在しないものであった。
- (注) 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>

優良誤認 (第5条第1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制 (第7条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者 に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出 を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該 表示は不当表示とみなす。

有利誤認 (第5条第2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれの ある表示

(第5条第3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがあ る表示であって内閣総理大臣が指定するもの

- 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- おとり広告に関する表示 5
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

<景品>

一般懸賞 (昭和52年 告示3号)

	懸賞に係る	景品類限度額		
	取引の価額	最高額	総額	
	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上	
ſ	5,000円以上	10万円	予定総額の2%	

共同懸賞 (昭和52年 告示3号)

	景品類限度額				
•	最高額	総額			
	取引の価額にかかわらず 3 0 万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%			

総付景品 (昭和52年 告示5号)

取引の価額	景品類の最高額		
1,000円未満	200円		
1,000円以上	取引価額の2/10		

業種別 景品告示 (4業種)

- 新聞業 1
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 医療用医薬品業,医療機器業及び衛生検査所業

〇不当景品類及び不当表示防止法(抄)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の 誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあ る行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを 目的とする。

(景品類の制限及び禁止)

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理 的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総 額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の 提供を禁止することができる。

(不当な表示の禁止)

- **第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに 該当する表示をしてはならない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当 該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受け た事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

- 第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に 著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若し くは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であ ることを示す表示

2 • 3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2~5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、 その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、そ の措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

- 第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告 に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条 第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若 しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を 行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる ことができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

- 第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費 者庁長官に委任する。
- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (略)
- 4 公正取引委員会,事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は,前二項の規定により 委任された権限を行使したときは,政令で定めるところにより,その結果について消費 者庁長官に報告するものとする。

5~11 (略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抄)

(平成二十一年政令第二百十八号)

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。